

厚木市市民協働推進条例 運用状況に対する意見書

【対象年度 令和3年度】

令和4年10月
厚木市市民協働推進委員会

令和3年度 厚木市市民協働推進条例 運用状況に対する意見

【市等の責務】

第6条 市は、市民協働を推進するための施策を策定し、及び実施するとともに、市民に対し市民協働が円滑に行われるために必要な財政的支援、助言等を行うものとする。

2 市は、市職員に対して、市民協働についての認識を深めるための研修等を行うことにより、市民協働の推進の円滑化に努めるものとする。

3 市職員は、事務事業の執行に当たっては、常に市民協働の観点から検討を行い、市民協働の推進に、市民及び市民活動団体が参加しやすい仕組みづくりに努めるものとする。

点検結果	■ 順調 □ おおむね順調 □ 不十分
委員からの意見	<p>1 コロナ禍、職員の研修等、積極的に実施されています。さらに、地域住民へ公民館職員による市民協働の実践的なOJT教育指導など検討して欲しいです。</p> <p>2 市民及び市民活動団体が参加しやすい仕組みづくりを引き続きお願いしたい。</p>

【市民協働事業】

第7条 市民協働の担い手は、基本原則にのっとり、様々な形態により、市民協働事業を推進するものとする。

2 市民協働の担い手は、自らの特性をいかした市民協働事業を提案することができる。

3 前項の提案について必要な事項は、市長等が別に定める。

4 市は、実施した市民協働事業に関し、必要に応じ、目的、内容、成果等を公開し、当該事業の公正性及び透明性の確保に努めるとともに、その評価の結果を公表するものとする。

5 市は、市の業務のうち、市民及び市民活動団体の特性をいかすことのできるものについて、当該業務を委託する等の機会の確保に努めるとともに、これらのものに対し必要な情報を提供するものとする。

点検結果	<input type="checkbox"/> 順調 <input checked="" type="checkbox"/> おおむね順調 <input type="checkbox"/> 不十分
委員からの意見	1 令和3年度実施分のフードバンク事業は中途頓挫したの であり、その経緯と事後対応を記録化しておくべきだと思 います。 2 提案する市民団体が法人組織等の比較的大きな団体に限 られる傾向にあるので、広く市民の中に提案意欲を醸成さ せるような工夫と施策が求められている。 3 市民協働事業の内容、実態が分かりません、もっと実施の 内容、実態が分かる様に纏める必要があります。提案制度は 新規1件継続2件では、少なすぎ、危機意識を持って取り組 んで頂きたい。 4 市民共同事業が減少傾向にあり、今後が不安であり、検討 していく必要がある。

【人材育成等】

第8条 市は、市民協働を推進するため、研修その他学習の機会を確保し、市民協働の担い手となる人材の育成に努めるとともに、市民に対し市民協働の理解を深めるため、その意義について啓発するよう努めるものとする。

点検結果	<input checked="" type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> おおむね順調 <input type="checkbox"/> 不十分
委員からの意見	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢化に伴い自治会役員や民生委員等を引き受ける人材が減少しています。よって活動を推進するための人材を幅広く育成する取り組みをお願いします。 2 さらに、学生だけでなくシニア・ボランティアの方々へボランティア育成の機会提供も、具体的に検討して欲しい。 3 人材の育成にこれからも務めていただきたい。

【推進体制の整備】

第9条 市は、市民協働を推進するための拠点施設及び体制の整備に努めるものとする。

点検結果	<input checked="" type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> おおむね順調 <input type="checkbox"/> 不十分
委員からの意見	<p>1 “地区市民センター及び公民館の設置”は地区内の自治会や市民活動団体への支援における役割は大きいと思われるが、その中で社会教育機関としての公民館の独自の役割が埋没しているのではないかと懸念が感じられる。</p> <p>2 公民館はアンケート等で利用者ニーズを把握し、改善するしくみづくりをして更なる改善をして欲しい。地域の拠点の公民館を主体に地域の特性を活かし市民協働活動の推進を活性化させて欲しい。また、元気なお寄りが、お困りごとの支援などをしたとき、ボランティア実施協力チケットを受け取る制度を新たに創ることを提案します。</p> <p>3 地区市民センター、公民館については、もう少し市民に対し情報を発信（チラシを置くだけでなく）できるシステムを作ってはどうか。</p>

【市民協働推進基金の設置】

- 第10条 市民協働を推進するため、厚木市市民協働推進基金（以下「基金」という。）を設置する。
- 2 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めた額とする。
 - 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
 - 4 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
 - 5 市民協働を推進するための寄附金及び基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。
 - 6 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
 - 7 基金は、第1項に規定する基金の設置目的のための経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。
 - 8 市長は、前項の規定に基づき処分された基金の額を財源として、市民活動団体に対して、助成することができる。
 - 9 市長は、市民活動団体に前項の助成をしようとする場合は、厚木市市民協働推進委員会の意見を聴くものとする。

点検結果	<input checked="" type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> おおむね順調 <input type="checkbox"/> 不十分
委員からの意見	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民協働推進基金への一般市民への関心は充分ではない。今後も、広報等で継続的に、周知が必要です。 2 運用状況など順調である

【市民協働推進委員会】

第11条 市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。
- 3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。
- 4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

点検結果	<input checked="" type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> おおむね順調 <input type="checkbox"/> 不十分
委員からの意見	<p>1 通常の会議では協議時間の確保が難しい 特定な課題(例えば、市民の企画提案状況をより活性化させる方策について)を別途フリートークで深める場は出来ないだろうか。</p> <p>2 推進制度体制などしくみの改善等、委員から意見は出ていますが、実行力の点で今ひとつです。</p> <p>3 コロナ禍により書面会議も多い中、皆様のご意見は大変貴重なものでした。</p>

【評価等】

第12条 市長は、委員会の意見を踏まえ、4年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

点検結果	■ 順調 □ おおむね順調 □ 不十分
委員からの意見	<p>1 厚木市市民協働推進条例の運用は委員会の運営等、積極的に活動されていると思います。</p> <p>2 おおむね順調ということもありますが、全体的には順調であり検討事項は改善していけば良いかと</p>